

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成29年1月1日号）

【今号の内容】

- 改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法について
- 栃木県特定最低賃金について
- 栃木県最低賃金総合相談支援センターについて
- 「パートタイム労働者が活躍できる職場づくりシンポジウム」の開催について
- 「平成28年度パートタイム労働者雇用管理改善セミナー」の開催について
- 「非正規雇用労働者のキャリアアップを考える」シンポジウムの開催について
- 仕事と介護の両立を推進しましょう
- 平成28年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」応募受付中
- トピック「多様な正社員」

改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法について

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女とも離職することなく働き続けることができるよう、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月1日より施行されました。

<主な改正点>

1. 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備
→介護休業の分割取得が可能になりました。
2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備
→看護休暇が半日単位で取得できるようになりました。
3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備
→事業主に対して、いわゆるマタハラ・パタハラを防止するための措置を義務付けました。

各事業主においては、今回の法改正に対応した終業規則の整備等が必要となります。栃木労働局のホームページでは、規定例を掲載しております。自社の規定の整備に御活用ください。

http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/

栃木県特定最低賃金について

必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も。

【地域別最低賃金】(効力発生日 平成28年10月1日)

特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。

775円

【特定最低賃金】(効力発生日 平成28年12月31日)

18歳未満又は65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

- ・塗料製造業 904円
- ・はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 851円
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 851円
- ・自動車・同付属品製造業 856円
- ・計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部品製造業 851円
- ・各種商品小売業 817円

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室
(電話028-634-9109) 又は最寄りの労働基準監督署へ
お問合せください。

栃木県最低賃金総合相談支援センターについて

賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売り上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。

そこで、厚生労働省では、最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆様を支援するため、経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決へ導く、ワン

ストップ相談窓口を開設しています。

栃木県最低賃金総合相談支援センター
〒320-0851 宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 0120-48-5766 FAX 028-647-2007
※出張相談会も随時開催しております。

申込方法等の詳細はこちら（↓）をご覧ください。

<http://www.tochigi-sr.jp/soudansien/>

「パートタイム労働者が活躍できる職場づくりシンポジウム」の開催について

厚生労働省では、平成27年度よりパートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰しており、このたび平成28年度の受賞企業を決定しました。

シンポジウムでは、平成28年度受賞企業の表彰式のほか、受賞企業の取組内容を多くの企業さまの参考にしていただけるように、その取組内容の紹介や受賞企業を交えてのパネルディスカッションを行います。

これからパートタイム労働者の活躍推進に取り組もうとお考えの企業の皆様はもとより、パートタイム労働者の活躍推進に興味をお持ちの一般の方も是非御参加ください。

日時 平成29年1月25日（水）14:00～17:00

場所 新宿明治安田生命ホール

（東京都新宿1丁目9-1明治安田生命新宿ビルB1F）

定員 200名（先着順）

申込締切 平成29年1月20日（金）

申込方法等の詳細はこちら（↓）をご覧ください。

<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/symposium/index.html>

「平成28年度パートタイム労働者雇用管理改善セミナー」の開催について

厚生労働省では、パートタイム労働者の活躍推進に関する事業主の自主的な取組を促進するため、パートタイム労働者雇用管理改善セミナー（活用編）を開催します。

このセミナーでは、パートタイム労働者活躍推進企業表彰の審査委員が、パートタイム労働者の活躍推進に取り組む意義や取組のポイントについて解説し、平成28年度の受賞企業が取組事例を発表します。また、この審査委員と受賞企業の事例発表者が、その取組や成果について議論するパネルディスカッションを行います。

経営層や人事労務担当者をはじめ、パートタイム労働者の雇用管理に関心のある多くの皆さまの御参加をお待ちしています。

日時 平成29年2月8日（水）13:30～16:00

場所 TKPガーデンシティPREMIUM神保町

（東京都千代田区神田錦町3-22テラススクエア3F）

定員 100名（先着順）

申込方法等の詳細はこちら（↓）をご覧ください。

https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/seminar28_02/index.html

「非正規雇用労働者のキャリアアップを考える」シンポジウムの開催について

雇用情勢が着実に改善する中であって、企業にとって優秀な人材を確保していくことは、事業の継続を図る上でも重要です。そのためには、「いわゆる正社員」と「非正規雇用の労働者」の働き方の二極化を緩和し、職務、勤務地又は労働時間を限定した「多様な正社員」を、労使双方にとって望ましい形で普及させることが求められており、「ニッポン一億総活躍プラン」においても「多様な働き方が可能となるよう社会の発想や制度を大きく転換しなければならない」とされています。

本シンポジウムでは、多様な働き方を通じて企業活力のアップにつなげていこうとする事例の紹介や、多様な働き方に関する有識者の意見交換を予定していますので、人事担当者、経営者の方はもちろん、多様な

働き方にご興味をお持ちの方は是非御参加ください。

日時 平成29年1月20日（金）13:30～16:30

場所 中小企業会館

（東京都中央区銀座2丁目10-18）

申込方法等の詳細はこちら（↓）をご覧ください。

<http://tayou-jinkatsu.mhlw.go.jp/sympo/pdf/tokyo.pdf>

仕事と介護の両立を推進しましょう

経験を積んだ熟練従業員や管理職など企業の中核となる人材が、仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとって大きな損失です。

離職する従業員や心身ともにストレスを抱える従業員が増える前に、仕事と介護の両立支援の取組を始めることが大切です。

厚生労働省では、企業が個々の従業員の状況に応じた仕事と介護の両立支援の取組を行う際に御活用いただける「介護支援プラン」モデルを構築し、それぞれの活用手引きであるマニュアルを整備し、ホームページで公開しています。

取組の参考とし、仕事と介護の両立を推進しましょう。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html

平成28年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」応募受付中

厚生労働省では、ひとり親家庭に対しての自立支援の一環として、就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施します。

ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等のご応募をお待ちしております。

1. 募集対象

- ・母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等
- ・母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業

2. 応募締切 平成29年2月3日（金）

申込方法等の詳細はこちら（↓）をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000144958.html>

トピック「多様な正社員」

正社員と非正規雇用の労働者の二極化を緩和し、労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスと、企業による優秀な人材の確保・定着を図るため、労使双方にとって望ましい多様な働き方＝職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」制度の実現が求められています。

一般的に、正社員は、①労働契約の期間の定めがない、②所定労働時間がフルタイムである、③直接雇用である者をいいます。

多様な正社員とは、いわゆる正社員（従来の正社員）と比べ、配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定されている正社員のことを指します。

多様な正社員を導入するにあたり、企業側のメリットとしては、優秀な人材の確保・定着、多様な人材の活用など、また、労働者側のメリットとしては、ワーク・ライフ・バランスの実現、雇用の安定・処遇の改善などが挙げられます。

是非、多様な正社員の活用を推進しましょう。

詳細はこちら（↓）をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tayounaseisyain.html>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、

お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225